

北海道特用林産振興懇談会開催要領

第1 目的

北海道特用林産物の振興に向け、有識者からの意見聴取等を行い、道が実施する振興施策に資するため、北海道特用林産振興懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

第2 議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 本道における特用林産物の振興に向けた課題及び今後の取組について
- (2) その他特用林産物の振興に関し、必要な事項

第3 構成

懇談会は、別紙1の構成員をもって構成する。

第4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて水産林務部長が招集し、主催する。
- (2) 懇談会に座長を置き、水産林務部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 水産林務部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (5) 別紙1のうち、市町村、生産団体、流通団体及び試験研究機関の構成員は、都合により出席できないときは、事前に水産林務部長に通知し、当該構成員が所属する団体の職員のうちからその構成員が指名する者を代理人として出席させることができる。

第5 その他

- (1) 懇談会の事務は、水産林務部林務局林業木材課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

付則

この要領は、平成29年2月23日から施行する。